

**新型コロナウイルス感染症対策と  
学校運営に関するガイドライン  
【都立学校】**

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～

**改訂版**

令和2年6月19日  
東京都教育委員会

## はじめに

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日々、最前線に立ってご尽力されている医療関係者の方々、日常を支える業務に携わられている方々などに感謝を申し上げます。

教職員の皆さんにおいては、前年度から続く長期休業中、幼児・児童・生徒の心身の健康状態の把握や、オンライン学習等による家庭学習への対応、また受け入れ体制の確保など、これまでにない環境下での対応にご苦労されたことと思います。この間のご尽力に感謝申し上げます。

学校の教育活動を再開するに当たっては、これから一定期間、新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならないという認識に立ち、感染症対策を講じながら、幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立を図り、学校の「新しい日常」を定着させていくことが必要です。そのためには、教職員の皆さんお一人お一人の健康管理とともに、幼児・児童・生徒の指導に当たる役割がとても重要です。

各学校においては、感染症対策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動を工夫して実施していただきたいと思います。このことは感染症の第2波への備えにもなります。

各家庭においては、幼児・児童・生徒のみならず、保護者やご家族の皆さまも含め、日々の感染予防に努めていただくことが、学校での感染拡大の防止につながります。学校の「新しい日常」の定着に向けたご理解、ご協力をお願いします。

今後とも都教育委員会は、幼児・児童・生徒の安全・安心の確保とともに、円滑な学校教育活動の実施に万全を期してまいります。

東京都教育委員会 教育長 藤田 裕司

# 目次

★は、改訂版において新たに掲載した項目や、追記事項がある項目です。  
また、全編を通して、学校の取組事例を掲載しています。取組事例は都立学校以外の事例も掲載しています。

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症対策の徹底	
(1) 幼児・児童・生徒への指導	3
【TOPICS】マスクについて	6
(2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼	7
(3) 教職員等の健康管理	7
(4) 校内環境の適切な管理★	8
(5) 連絡体制・衛生管理の徹底	9
【TOPICS】学校における日常的な消毒の方法について★	10
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	
(1) 登校時の健康状態の把握	13
(2) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備	15
(3) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応	15
(4) ごみの分別	15
【TOPICS】新型コロナウイルス対応フローチャート例★	16
3 感染症対策を徹底した段階的な教育活動	
(1) 基本的な考え方	17
(2) 学校運営上の重点項目★	18
【TOPICS】アクリル板等の設置について★	19
(3) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校における段階的な登校★	20
(4) 特別支援学校における段階的な登校★	22
(5) オンライン教育の活用★	24
(6) 教育活動上の留意点★	30
(7) 部活動を実施する際の留意点★	33
(8) 段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項★	35
(9) 熱中症の防止★	37
(10) 年間指導計画等の見直し★	38

4	その他の留意点	
(1)	登校の判断	41
(2)	特別支援学校における留意点	42
(3)	子供の居場所確保★	42

## II 臨時休業編

1	学校において感染者等が発生した場合の対応★	43
2	地域の感染状況を踏まえた対応	45

### ◆資料

- ・資料「学校では、感染を防ぐための対策を行っています」★
- ・資料「部活動を安全に行うために気を付けましょう」★
- ・資料「感染症予防のために ～第2波に備えて～」(保護者用)★
- ・資料「学校の『あたらしいにちじょう』」(児童用)
- ・資料「私たち一人一人が作る学校の『新しい日常』」(生徒用)
- ・資料「学校の『新しい日常』～保護者の皆様へ」(保護者用)
- ・学校を再開するに当たっての準備チェックリスト
- ・健康観察票(児童・生徒等)
- ・教職員等の健康チェック票
- ・感染症対策チェックリスト(教室等)
- ・家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

## 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、都立学校における段階的再開の具体的な段取りや感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動に取り組んでください。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので、御留意ください。

## 感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
  - ・ 換気の悪い密閉空間
  - ・ 多くの人々が密集している状況
  - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避

- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

### 「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

# I 学校運営編

## 1 感染症対策の徹底

### (1) 幼児・児童・生徒への指導

学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、以下の内容を指導すること。

#### ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm)

#### イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒等同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

## ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」(東京都)

[https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C\\_BS-0](https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0)



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

### 事例

手洗い場の前やトイレの出入口に立ち位置をマーキングし、順番を待つ人が密にならないよう工夫しています。





## エ 咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導すること。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒等の健康状態に常に注意を払うこと。

なお、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

### 「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋



（出典：首相官邸 HP・厚生労働省）

## 正しいマスクの着用



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

### TOPICS

#### マスクについて

##### <マスクの効果>

マスクには、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。



##### <マスクを着用する際の注意事項>

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染症対策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。
- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けんで手を洗います。

##### <指導に当たって>

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

## (2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼

- (1)の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒等が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、児童・生徒等と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること（令和2年5月21日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が判明している都内公立学校に通う児童・生徒等のうち、8割以上が家庭内感染とされている。）。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
  - ・ 毎朝の検温
  - ・ 検温結果と健康状態について健康観察票に記載
  - ・ 健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養させる（症状については主治医等に相談すること。）
  - ・ マスクの準備と着用
- 校長は、児童・生徒等が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

## (3) 教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒等と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック票」に検温結果等を記録すること。この際、オンラインを活用したり、体温を記録できるアプリを利用したりすることも可能である。
- 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

#### (4) 校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは常時開放することとし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を浸した布巾やペーパータオルを用いて清拭する。消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口などを触らないようにする。また、教室には感染症対策チェックリストを設置し、消毒を行った日時を記録する。
- 消毒については、10～12ページの内容を参照すること。



#### 事例

授業終了後に教室等の消毒を行うための物品を準備しています。手袋は共有せず、教員の個人持ちとしています。バケツに次亜塩素酸ナトリウム液を入れ、消毒を行います。



- その他の学校施設管理について、以下の対応に留意すること。
  - ・学校再開時に残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。
  - ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。

### （５）連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

#### 事例

登校時の手洗いを徹底するため、昇降口の前で、穴を開けたホースを使って手洗い場を増設したり、足で踏んで使用できるアルコールを含んだ手指消毒薬を設置したりする工夫を行っています。





## 学校における日常的な消毒の方法について

## &lt;消毒薬等について&gt;

物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、家庭用洗剤（界面活性剤を含む。）を使用する。

## &lt;消毒の方法と注意事項&gt;

- 容器には「消毒用エタノール」「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」等を明記する。
- 児童・生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物を、1日1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて洗浄する。
- 換気を十分に行い、消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。

消毒用エタノール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布等に含ませ、消毒対象を拭き、乾燥させる。</li> <li>・揮発性が高く、引火しやすいため、電気のスイッチ等への直接の噴霧は、故障や引火の原因になる。</li> </ul>
次亜塩素酸ナトリウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず手袋を着用して使用する。</li> <li>・手指消毒には使用しない。</li> <li>・色落ちしやすいものや腐食の恐れがある金属等には使用しない。</li> <li>・アルカリ性が強く、変色や腐食を起こす場合があるため、拭いた後は必ず清潔な布等を用いて水拭きし、乾燥させる。</li> <li>・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、作り置きはしない。</li> <li>・健康に害を及ぼす可能性があるため、噴霧は絶対に行わない。</li> <li>・児童・生徒等には、次亜塩素酸ナトリウムを扱わせない。</li> </ul>

※次亜塩素酸水は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なり、新型コロナウイルスに対する有効性はまだ十分確認されていない。児童・生徒がいる空間では使用しないこと。

（令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法等について」（文部科学省）から）

## &lt;0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方&gt;

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例である。商品によって濃度が異なるため、以下を参考に薄めて使用する。



メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水1Lに本商品25mL（商品付属のキャップ1杯）※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

## 新型コロナウイルス対策

# ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

### 試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに検証を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの

- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアミノニウム

(更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は洗濯法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

## 「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合は？

### 台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

#### (1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤\*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（\*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



#### (2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方方向にしっかり拭き取るようにする。

#### (3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



#### (4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

#### 安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

#### 効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。



## 2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症対策の徹底」に示した基本的な感染症対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

### (1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒等に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、校舎に入る前に健康観察票（別添様式を参考にすること。）を提出させる。または、健康観察票記載の項目についてオンライン等を活用し、登校前に提出させることにより、児童・生徒等の健康状態を登校時点（校舎に入る前）に確認すること。

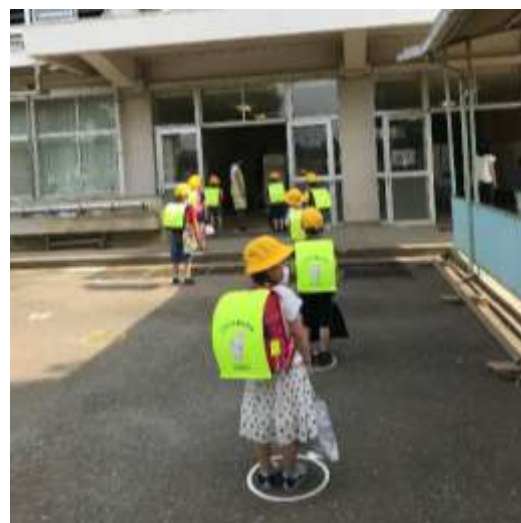
なお、家族内に感染を疑われる者がいる場合や、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が37度以上の記載のあった児童・生徒等については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認すること。



### 事例

昇降口前の混雑しそうなところに、ケンケンパで使う輪を並べて立ち位置を示しています。新1年生も、距離を取りながら並んでいます。



### 事例

登校時は、昇降口が混雑しないように、校庭に学年別に示されたラインの上で、距離を置いて待機します。生徒たちを昇降口で教職員が出迎え、健康観察票を確認します。ここで体調が気になる生徒は、養護教諭が個別に問診や検温を行います。

健康観察が終わった生徒は、階段の前で手指消毒を行い、教室に向かいます。



### 事例

健康観察票による生徒等の健康状態（発熱状況）の把握に加え、昇降口の近くにサーモグラフィを設置し、登校する生徒の検温を実施します。体温が高い生徒を早期発見して健康観察につなげ、感染症の拡大防止を図ります。必要に応じて、来校者の検温にも活用できます。



### 事例

登校してきた生徒を昇降口で教職員が出迎え、健康観察票を確認します。確認が済んだ生徒は、密にならないように距離を置いて手指消毒を行い、教室に向かいます。



## (2) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒等の発生時における校内の連絡協力体制をあらかじめ決めておく。

## (3) 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒等については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒等とともに手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒等と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーティション等で区切る 等

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染症対策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。



※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

## (4) ごみの分別

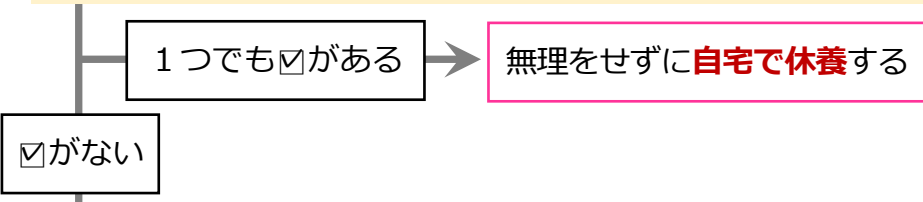
- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

## 新型コロナウイルス対応 フローチャート（例）

### 家庭

▶ 検温、症状の確認と健康観察票の記入

- 発熱：37.0℃以上   咳   くしゃみ   鼻水   のどの痛み  
腹痛   下痢   息苦しさ   だるさ   味覚・嗅覚の異常



### 学校

- ・マスクを着けて登校
- ・健康観察票を持参

教室に行く前に**チェック**

- ・健康観察を忘れた
- ・健康観察票を忘れた
- ・マスクを忘れた



- ①登校時、校舎に入る前に健康観察票を確認
- ②特記事項がある場合は、本人に確認し、保護者に連絡
- ③担任が内容を確認し、生徒の情報を学年や養護教諭に連絡
- ④生徒の状況を管理職に報告

学校生活の中でも健康観察を継続

- 発熱   顔が赤い   ぐったりしている   熱っぽい、悪寒   のどの痛み  
咳   鼻水   いつもと違う様子   体調不良の訴え   だるさ  
味覚・嗅覚の異常   ※アレルギー等で鼻水、咳等がある場合は保護者に確認

▶ 症状がある場合は、養護教諭等が検温・問診を行う

- 37.0℃以上の発熱  
体調不良で授業が受けられない  
風邪症状

感染が疑われる場合、他の人と接触しないよう、別室等に対応。対応者はマスク、手袋等を着用する。

1つでも☑がある

管理職に報告

▶ 保護者に**早退**の連絡（担任）

▶ 早退後の対応

- ・対応した部屋の換気と消毒
- ・使用したマスク、手袋等の廃棄

### 3 感染症対策を徹底した段階的な教育活動

#### (1) 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒等一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、児童・生徒が行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせ実施する。



## (2) 学校運営上の重点項目

### ア 感染リスクを抑えた段階的な分散登校の実施

臨時休業から学校を再開するに当たっては、校内での密集を避けるため、登校する児童・生徒等の数、登校する日数及び在校時間を段階的に増やしていく分散登校を実施する。

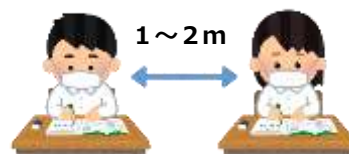
### イ 時差通学

分散登校期間中及び分散登校期間終了後当面の間は、時差通学を実施し、公共交通機関が混雑する時間を避けた時間帯となるよう、始業・終業時刻を設定する。

### ウ 教室等における密集の回避

#### (ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

- 分散登校期間中は、普通教室においては、生徒の在室を20人程度にとどめ、生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。
- 分散登校期間終了後は、教室等においては、生徒同士の間隔を1mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り生徒同士が対面とならないよう留意する。
- その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。



#### (イ) 特別支援学校

- 分散登校期間中は、特別教室等で20人以上の集団での教育活動となる場合は、学習集団を分けるなどの対策を講じる。
- 分散登校期間終了後は、教室等においては可能な限り児童・生徒等同士が対面とならないよう留意し、特別教室等で密集が生じる可能性のある場合は、学習集団を分けるなどの対策を講じる。

### 事例

密を避けるための分散登校では、児童・生徒間の距離を確保するために、交互に間を空けて着席するようにし、使用しない座席の椅子は別室に片付け、不用意に間隔を詰めてしまうことのないよう配慮しています。また、多目的室や生徒会室も内装を整えて教室としてフル活用し、クラスを分けて授業を行っています。



## 工 職員室等における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用すること。

### TOPICS

#### アクリル板等の設置について

人と人の対面が想定される場所（窓口や会議室、相談室、打合せスペース、図書室のカウンター等）においては、対面者からの飛沫感染を防止するために、それぞれの窓口等の状況により、必要性に応じて各職場において判断し実施してください。

- ◆令和2年5月28日付2総人第442号、2総人職第237号『『新しい日常』の定着に向けた都職員の安全衛生上の取組等について（依頼）』
- ◆令和2年6月9日付事務連絡『『新しい日常』の定着に向けた都職員の安全衛生上の取組等についてにおけるアクリル板等の設置に関する取扱い（依頼）』



### (3) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校における段階的な登校

段 階	I 期	II 期	III 期	分散登校期間 終了後
登校形態	分散登校・時差通学 (出勤ピークを避けた時間帯に登下校)			時差通学
一度に集める生徒の 全生徒数に対する割合	1/6 程度	1/3 程度	1/2 程度	全生徒
在校時間	2 時間程度	2. 5 時間程度	6 時間程度	通常
登校の日数	1 日	週に 1～3 日 程度	週に 3～4 日 程度	週に 5 日

#### < I 期 >

##### ア 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の 1 / 6 程度（1 学年の生徒数の半数程度）とする。ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

##### イ 在校時間

2 時間程度とし、生徒の心身の健康状態の把握、課題の提示や確認など学習面での支援や指導等を行う。

##### ウ 登校頻度

1 日実施する。

(例) 全日制の場合

- ・ 1 クラスを半分に分け、午前・午後で登校
- ・ 1 学年は水曜日、2 学年は木曜日、3 学年は金曜日

#### < II 期 >

##### ア 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の 1 / 3 程度（1 学年の生徒数程度）とする。ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

##### イ 在校時間

2. 5 時間程度とし、短縮 30 分授業 3 コマを基本とする。

##### ウ 登校頻度

原則、週当たり 1～3 日程度とする。登校しない日は、オンライン学習等の家庭学習を実施する。

(例) 全日制の場合

- ・ 1 クラスを半分に分け、午前・午後で実施する。
  - 1 学年は月曜日、水曜日、金曜日の午前・午後
  - 2 学年は月曜日、火曜日、木曜日の午前・午後
  - 3 学年は火曜日、木曜日、金曜日の午前・午後
- ・ 学年ごとに、午前か午後のいずれかの時間帯に登校させ、1 クラスを半分ずつ別教室に分けて実施する。
  - 1 学年は月曜日の午前、水曜日の午後、金曜日の午後
  - 2 学年は月曜日の午後、火曜日の午前、木曜日の午後
  - 3 学年は火曜日の午後、木曜日の午前、金曜日の午前



## <Ⅲ期> .....

### ア 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の1/2程度とする。ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

### イ 在校時間

6時間程度とし、短縮40分授業6コマを基本とする。

### ウ 登校頻度

原則、週当たり3～4日程度とする。登校しない日は、オンライン学習等の家庭学習を実施する。

(例) 全日制の場合

- ・1クラスを半分に分け、グループごとに登校による学習とオンライン学習等の家庭学習を1日おきに実施する。
- ・学年ごとに登校による学習とオンライン学習等の家庭学習を1日おきに実施する。

## <分散登校期間終了後> .....

### ア 実施規模

全生徒とする。

### イ 在校時間

通常どおりとし、50分授業6コマを基本とする。

ただし、時差通学の状況等により40分授業を実施することもできる。

### ウ 登校頻度

原則、週当たり5日とする。土曜日等を授業日とすることもできる。

#### (4) 特別支援学校における段階的な登校

- ・中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

段 階	I 期	II 期	III 期	分散登校期間 終了後
登校形態	分散登校・時差通学 (出勤ピークを避けた時間帯に登下校)			時差通学
一度に集める生徒の 全生徒数に対する割合	1/3 程度	1/3 程度	2/3 程度	全生徒
在校時間	2 時間程度	4 時間程度	6 時間程度	通常
登校の日数	1 日	週に 1～2 日 程度	週に 2～3 日 程度	週に 5 日

- ・特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部  
就業技術科以外）

段 階	I 期	II 期	III 期	分散登校期間 終了後
登校形態	分散登校・時差通学 (スクールバス又は出勤ピークを避けた時間帯に登下校)			スクールバス又は 出勤ピークを避けた 時間帯に登下校
在校時間	午前	通常	通常	通常
登校の日数	1 日程度	週に 1～3 日 程度	週に 2～4 日 程度	週に 5 日

#### < I 期 >

##### ア 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

- ・学年単位での登校を基本とし、在校時間及び登校頻度は、都立高校に準ずる。

##### イ 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部 就業技術科以外）

- ・各学年（学部）1 日程度登校し、児童・生徒等の心身の健康状態の把握や支援、学習や生活に関する課題の提示や確認などを行う。
- ・居場所確保のために午後も在校する児童・生徒等を除き、午前中だけの活動を基本とする。
- ・居場所確保のための児童・生徒等の受入れは、継続する。

## <Ⅱ期>

### ア 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

- ・学年ごとに週1～2日程度、混雑を避けた時差通学を行う。
- ・在校時間は、4時間程度とし、実施時間帯により給食の提供を行う。

### イ 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）

- ・学年（学部）ごとに週に1～3日程度登校する。スクールバス内の児童・生徒数や座席の配置に配慮するとともに、スクールバスを利用しない児童・生徒等は、混雑を避けた時差登校を行う。
- ・下校時刻は、平常時と同様とする。
- ・居場所確保のための児童・生徒等の受入れは、継続する。

## <Ⅲ期>

### ア 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

- ・学年ごとに週2～3日程度、混雑を避けた時差通学を行う。
- ・在校時間は、6時間程度とし、登校学年には給食の提供を行う。

### イ 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）

- ・学年（学部）ごとに週に2～4日程度登校する。登校及び下校時刻は、上記「Ⅱ期」と同様とする。
- ・居場所確保のための児童・生徒等の受入れは、継続する。

## <分散登校期間終了後>

### ア 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

- ・週当たり5日の全員登校とする。土曜日等を授業日とする場合は、東京都教育委員会と事前に十分協議を行う。
- ・通常どおりの在校時間を基本とし、混雑を避けた時差通学を行う。

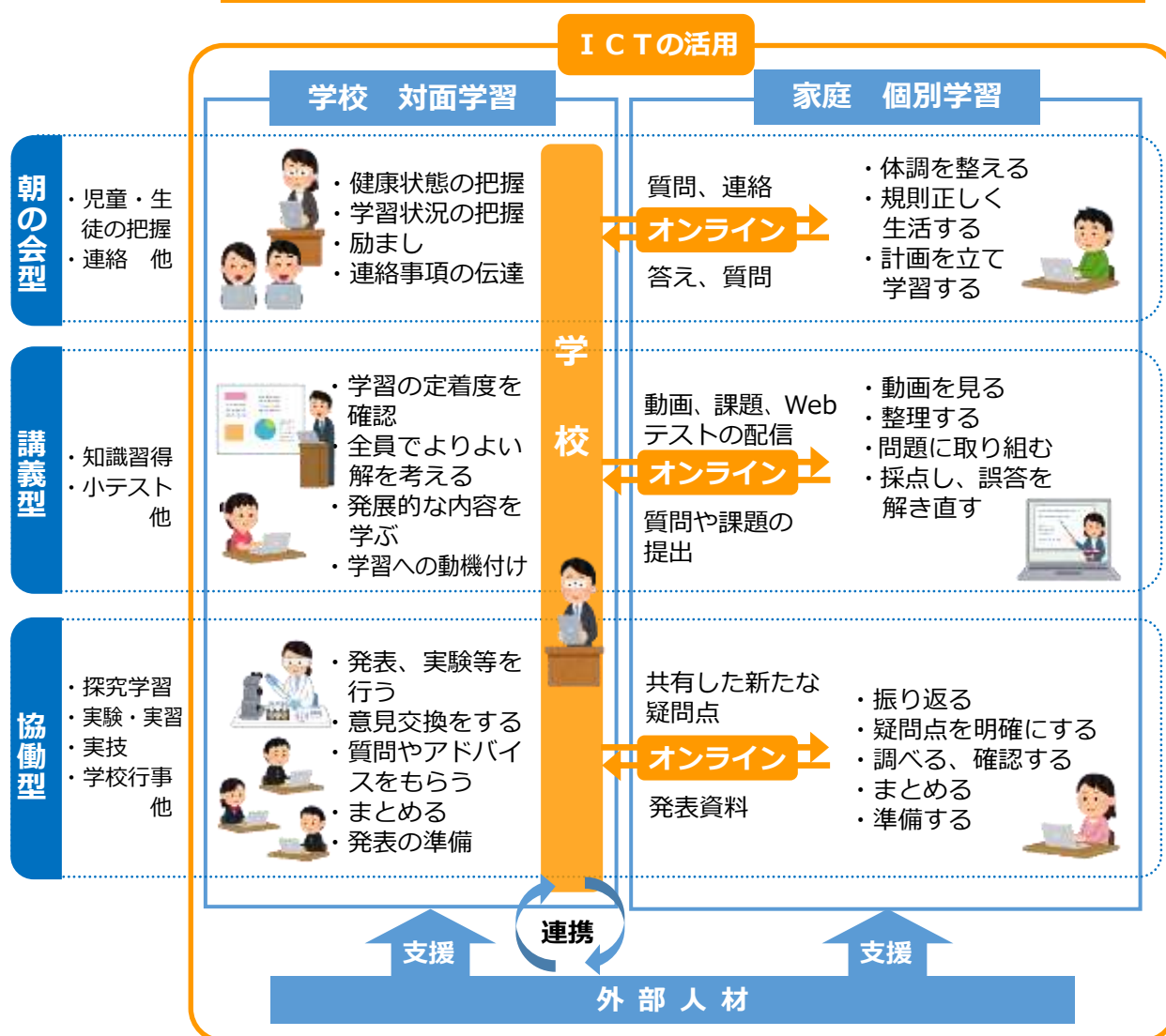
### イ 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）

- ・週当たり5日の全員登校とする。土曜日等を授業日とする場合は、東京都教育委員会と事前に十分協議を行う。
- ・スクールバスを運行している学校は、登下校の時刻は通常どおりとする。
- ・スクールバスを運行している学校で一人通学を行っている児童・生徒については、個別指導計画に基づき、混雑時を避けた時間帯に登下校できるように配慮する。
- ・スクールバスを運行していない学校又は学部は、児童・生徒等の実態に配慮し、可能な限り時差通学を行う。

## (5) オンライン教育の活用

感染症の第2波に備え、学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、段階的な分散登校を実施したり、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせたりして、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。

### 学校での学習と家庭でのオンライン教育を活用したハイブリッドモデル



### 事例

#### オンラインを活用した取組①

臨時休業中は、学校のホームページを活用して家庭学習の課題を掲載しました。

**Q** 臨時休業中の家庭学習を進めるに当たり、どのような課題がありましたか？

**A** 当初、課題のワークシートなどをホームページにアップしていましたが、PCはあってもプリンターがない家庭も多いため、そのような課題は結局紙で渡すことになりました。今後は、年内に配付されるタブレットを活用していきたいです。

## 事例

### オンラインを活用した取組②

校内にメディア活用プロジェクトチームを立ち上げ、オンライン教育を進めてきました。希望する家庭には、児童用のタブレット端末とWi-fiルーターの貸出しを行いました。

ビデオ通話サービス（Microsoft Teams）を活用し、オンライン上で教員と児童が朝の会を行いました。10分間、出席確認や、来週の課題の確認を行いました。お互いにつながった喜びから、笑顔があふれました。

また、動画配信サービス（YouTube）を活用して授業動画を配信し（限定公開）、教科指導を行いました。国語や算数だけでなく、実技教科のコンテンツも充実しています。



## 事例

### オンラインを活用した取組③



臨時休業中、全学年でオンライン授業に取り組みました。最初は各学級15分ずつ、慣れてきたら30分ずつオンライン授業を実施しました。

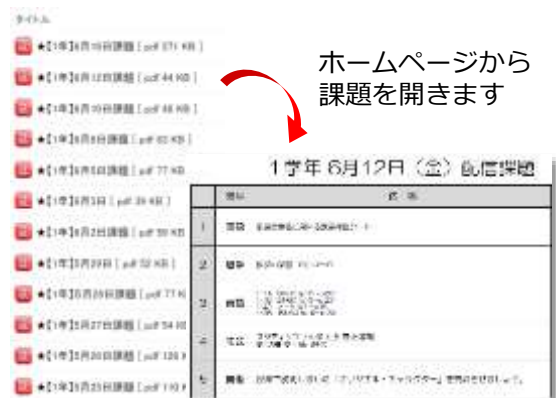
自宅にWi-fi環境がある児童には、タブレット端末の貸出しを行い、家庭でオンライン授業を受けられない児童は、該当の時間に登校し、学校でオンライン授業を受けました。

## 事例

### オンラインを活用した取組④

休校中も登校日は設定せず、生徒に配付されているタブレット端末に課題や動画を配信し、家庭学習を進めてきました。週に一度はオンラインでホームルームを実施し、生徒の様子を確認しました。

分散登校が始まってからも、登校しない学年にはHP上に課題をアップし、家庭学習を行うことにしています。



Q オンラインで実施した家庭学習の課題はどのように評価しますか？

A 学習課題の実施状況を確実に把握して評価に活用します。どの課題が評価対象になるのか生徒・保護者にもあらかじめ伝え、取り組ませています。

## 事例

### オンラインを活用した取組⑤

生徒の学びを止めないために、臨時休業中からオンラインを活用して授業の動画配信を行いました。

分散登校により学校が再開してからは、ビデオ通話サービス（Zoom）を利用して、登校している生徒も自宅にいる生徒も一緒にショートホームルームを行っています。健康観察を行うとともに、「オンライン授業ルール」について説明し、授業開始時間の5分前には参加することや、チャットや音声で発言する際の注意点、不具合が出た場合の対応等について指導しました。



授業も、Zoomによるリアルタイム配信を行い、クラス全員が同時に同じ授業を受けます。自宅にいる生徒も発言することができ、双方向での授業参加が可能です。分散登校期間中は、生徒は午前・午後で入れ替わり、学校と自宅に合わせて1日6コマの授業を実施します。

教員にとっても、事前に教材を準備して提示することにより、板書の時間を短縮することができ、授業時間をより効率的に使えるようになりました。

**Q** オンラインを活用した学習について、生徒や保護者の反応はいかがですか？

**A** 生徒は、システムや機器の操作をすぐに習得し、新しい授業スタイルになじんでいます。自宅学習の際は、保護者も一緒に授業を聞いている場合があり、学習の様子がよく分かると好評をいただいています。

**Q** 分散登校期間終了後には、オンラインをどのように活用できそうですか？

**A** 感染症の第2波や災害等でやむを得ず休校や分散登校を行う際にはもちろん活用します。普段も、授業以外の講習や海外との交流、保護者会等にも活用できると思います。また、今年度は例年のような文化祭ができませんが、オンラインを活用した発表などを生徒たちに工夫させたいと思っています。

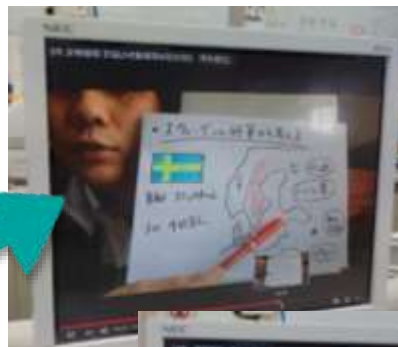


## 事例

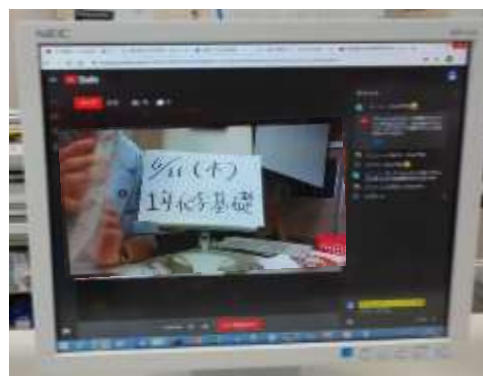
### オンラインを活用した取組⑥

臨時休業中から、動画配信サービス「YouTube」を活用した授業の動画配信を始め、時間割を作成してオンライン学習に取り組んできました。また、生徒の生活リズムを整えるために、ビデオ通話サービス（Zoom）を利用してクラスごとに担任が朝のショートホームルームを実施し、出欠確認と健康管理を行っています。

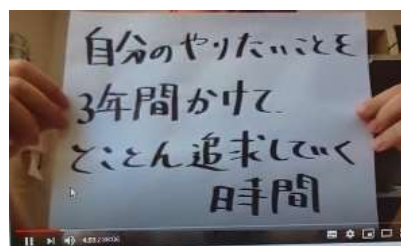
- 教員による授業動画が既に 200 本以上作成されています。実技教科も、実技を動画で見せるなど、効果的に活用しています。教員の顔が見える動画の方が、生徒には好評のようです。



- Web カメラと手書きのフリップを用いて、YouTube で授業をライブ配信しています。生徒は一方的に授業を聴くだけでなく、チャット欄にコメントや質問を書き込むことができます。教員は、生徒の反応を見ながらリアルタイムで授業を行っています。対面の授業ではあまり発言しない生徒も、オンラインではチャットなので気軽に質問できるようです。



- 臨時休業中、探究の時間のガイダンスを YouTube で 5 回ライブ配信しました。ガイダンスを通して探究の意義や進め方を理解するとともに、休業中の時間を生かして、探究が深まりました。



## 事例

### オンラインを活用した取組⑦ ～聴覚障害特別支援学校～

臨時休業が続く中、5月からweb会議システムを活用し、幼児・児童・生徒の自宅学習支援を始めました。ICT環境が整っていない家庭には、学校で所有するiPadとモバイルルーターを貸し出しました。使用したツールはweb会議システム「Webex」、教育用クラウドサービス「まなびポケット」、動画配信サービス「YouTube」です。教員は、臨時休業中にツールの使い方を習得し、動画作成やチャットの時間帯などのルールを確認しました。

- Webexでは、毎日のショートホームルームや定期的な健康観察を行うとともに、一部の授業でも活用しています。



オンライン上で担任と生徒が顔を合わせ、手話で健康状態を尋ねたり、ホワイトボードを使って体温を確認したりしています。

- まなびポケットでは、教材の提示や動画の掲載、メッセージ機能を活用したチャット形式の授業、学習コンテンツなどを展開しています。対面の授業ではあまり活発な意見交換ができなかったテーマについても、チャット形式なら自分の考えを発信しやすく、また友達との違いに気付くこともでき、考えが深まりました。



「まなびポケット」ホーム画面



- YouTubeでは、幼稚部では絵本の読み聞かせや歌やダンスの自作動画を配信、小学部では音楽・体育・国語、自立活動等の教科等で動画を配信、中学部・高等部では体育実技等の教科、高等部では職業系の授業等でも動画配信を工夫しています。





## 事例

### オンラインを活用した取組⑧ ～肢体不自由特別支援学校～

臨時休業中も、週ごとの時間割を各家庭に送付し、各教科等と自立活動の指導を行いました。各家庭の状況に合わせ、web 会議システム（Zoom）や動画配信サービス（YouTube）、教員の手本等を収録した DVD や課題プリント等を活用して、家庭での学習を支援しています。



#### 〇〇さんの時間割

	火	水	木
8:55	おはようございます！学校の始まる時間です！		
9:10～9:20	学習の準備を進めましょう。お家の方も御協力をお願いします		
9:20～9:45	朝の会 DVDを見てね！ チャプター1	朝の会 zoomで会いま しょう	朝の会 DVDを見てね！ チャプター1
9:45～10:10	朝の歌 DVDを見てね！ チャプター2	朝の歌 DVDを見てね！ チャプター3	朝の会 zoomで会いま しょう
10:10～10:35	自立活動 DVDを見てね！ 自立活動編	グループの学習 お楽しみに！	自立活動 DVDを見てね！ チャプター4
10:35～11:00	読み聞かせ等 DVDを見てね！	からだの取組 DVDを見てね！	うた DVDを見てね！ チャプター7
11:00～11:25	グループの学習 DVDを見てね！	グループの学習 DVDを見てね！	グループの学習 DVDを見てね！
11:25～12:00	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10	終わりの会 DVDを見てね！ チャプター10
昼食	いただきます！ ごちそうさま！ あいさつをしっかりとしまし		
午後	③ YouTubeやDVDを見てね。からだも必ず動かしましょう！ 終わりの会（一日の学習の最後にはDVDを見てね） チャプター10		

#### ① Zoom による双方向通信 （知的代替及び自立活動を主 とした教育課程）

決まった時間（週2回）に、Zoom を活用して、「朝の会」を行います。健康状態を把握し、一日の過ごし方等について確認し、水分補給等の休憩時間を経て、「音楽や読み聞かせ等」1コマ授業を行います。その後、時間割に沿って自宅での学習を進めます。

◆分散登校中は週1回実施です。

#### ② 家庭学習用 DVD

DVD を活用して家庭学習を行います。時間割にチャプターナンバーを記載し、どの時間にどのチャプターを見ればいいのか分かるようにしています。各チャプターは、5～10分程度の動画で構成しています。時間割の1校時は25分に設定しているので、動画を繰り返し見たり、示されている課題を行ったりします。

#### ③ YouTube による動画配信

YouTube の限定公開ページを活用して様々なコンテンツを配信しています。

##### 【主なコンテンツ】

##### ○自立活動ワンポイント講座

→関節の可動範囲を広げる方法や、脱力してリラックスする方法

##### ○教員紹介「私の好きなもの・漢字シリーズ等」

→各先生の自己紹介を、好きな食べ物や漢字など、クイズ形式で出題しています。家庭での会話にもつながります。



## (6) 教育活動上の留意点

### ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

#### (ア) 登校の各段階を通じた留意点

- 教職員及び児童・生徒等は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒するとともに、登校の段階によって以下のことに留意する。

#### (イ) 分散登校期間中の留意点

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

(例) グループや少人数等による話し合い活動

体育における身体接触を伴う活動

音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

家庭科における調理実習

#### (ウ) 分散登校期間終了後の留意点

- 飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避け、リスクの低い活動から実施する。

(例) グループや少人数等による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

- 調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、多くの児童・生徒が密集しないよう配慮する。また、専門学科等において、食品加工の実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品については、喫食を伴う形式での外部への提供を行わない。
- 職業学科においては、令和2年5月29日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて」（文部科学省）も参照し対応する。
- 特別支援学校における実習のうち、人との接触を伴う活動や近距離で人と接する活動は、衛生管理を徹底した上で、密集しないよう配慮する。また、特別支援学校で実施する教育活動のうち、校内カフェにおいては外来者を招く活動は行わない。

## イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

### (ア) 登校の各段階を通じた留意点

- 熱中症に留意するとともに、児童・生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- 可能な限り屋外で実施する。体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避ける。
- 水泳授業の実施については、令和2年5月22日付事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（スポーツ庁・文部科学省）のとおり、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーや洗眼器の水栓及び更衣室のドアノブやロッカー等のごまめな消毒を行ったりするなど、同通知に示された対策等を講じるとともに、児童・生徒及び保護者の理解を図ることを前提としている。このような対策を講じることが困難であり、児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、水泳授業の実施を控える。

### (イ) 分散登校期間中の留意点

- 身体接触を伴う活動は行わず、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動や、基本的な技能を身に付ける運動や体力トレーニングを行う。

### (ウ) 分散登校期間終了後の留意点

- 柔道での攻防、器械運動での補助やラグビーでのスクラムなど、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

#### 参 考

体育科・保健体育科における実技を伴わない授業の教材例や、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動例を紹介しています。

- ◆令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた保健体育科年間指導計画見直しのための参考資料等の送付について」（東京都教育庁指導部指導企画課）

#### ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

#### エ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

#### オ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒等が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

#### カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。
- 共用した清掃用具は、清掃活動終了後に消毒する。

#### キ 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項をホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・「3密」を避けた行動
- ・教室等の換気
- ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること

#### ク 特別支援学校における身体的距離の確保

- 教室内では、児童・生徒等間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒等が対面とならないような座席配置を工夫する。
- 指導のために児童・生徒等と近距離で接する場合や、対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

## (7) 部活動を実施する際の留意点

部活動はⅡ期までは実施せず、感染症対策を徹底した上でⅢ期から実施する。

### ア Ⅲ期における留意点

- 生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫するとともに、部活動の実施状況を確実に把握する。
- 基本的な技能を身に付ける活動や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、向かい合って発声する活動など飛沫感染のおそれのある活動は行わない。
- 使用する楽器や用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避ける。
- 更衣室や部室は、定期的に換気するとともに、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。

#### 参 考

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先した部活動の実施に関する基本的な考え方や、段階的な活動内容について紹介しています。

- ◆令和2年6月5日付事務連絡「分散登校期間（Ⅲ期）の部活動の実施に関する基本的な考え方について」（東京都教育庁指導部指導企画課）
- ◆令和2年6月17日付事務連絡「今後の部活動の実施に向けた参考資料の送付について」（東京都教育庁指導部指導企画課）

### イ 分散登校期間終了後における留意点

Ⅲ期における留意点を踏まえながら、「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」に準じて、生徒の安全を最優先に段階的に実施する。

- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して段階的な活動計画を作成又は見直すとともに、参加に当たっては、生徒の自主的・自発的な参加を尊重する。特に、第1学年の生徒については、体力や健康状況等に配慮して、部活動開始の時期や参加の有無を検討する。
- 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。特に、今年度は、健康診断が未実施の場合が想定されるため、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により、生徒の健康状態の把握に努める。
- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえるとともに、生徒の安全を確保するため、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。

## ウ 活動時間及び休養日

「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。

- 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週休日は3時間程度
- 休養日は、週当たり2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）

## エ 対外試合や大会参加等について

- 対外試合や合同練習については、臨時休業以降に運動不足となっている生徒の状況等を鑑み、分散登校期間終了後においても、生徒一人一人の体力や健康及び技能等の回復を図るための十分な期間を経た上で実施する。
- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。
- 対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意書を得ること。また、学校として責任をもって、会場への移動時や会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。
- 8月までに予定されている合宿については、延期または中止する。

## ○部活動の段階的な再開例

	Ⅲ期	分散登校期間終了後
活動日	登校日のみ	「部活動の在り方に関する方針」を遵守 (少なくとも平日1日、週休日1日の休養日)
活動時間	在校時間内	「部活動の在り方に関する方針」を遵守 (長くとも平日は2時間程度、週休日は3時間程度)
活動単位	学校単位での活動	段階的に他校との活動も可
活動場所	校内での活動	校外での活動も可 (必ず生徒・保護者の同意書を得ること)
活動内容	ストレッチ・ 体カトレーニング (個人) → 基本的な技能を 身に付ける活動 (ペア・少人数)	ポジション別練習・ パート別練習 (グループ) → ゲーム等・ 全体練習 (チーム)

※段階を追って活動の幅を広げること

## (8) 段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項

### ア 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

#### (ア) 支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期対応に向けた取組

長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子供たちが抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒等に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。また、都立高校等においては、必要な生徒からスクールカウンセラーによる面接を実施する。生活や福祉等の支援が必要とされる生徒については、ユースソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

#### (イ) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒等に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生・高校生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒等の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。



## 参 考

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のための児童・生徒対象アンケート、教職員用チェックリスト、児童・生徒等が相談できる相談窓口一覧等の資料について紹介しています。

- ◆令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

18歳以下の若年層の自殺は、学校の長期休業明けに増加する傾向があり、特に、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業においては、児童・生徒の心が不安定になる場合があると考えられます。臨時休業明けの学級指導等における全ての児童・生徒に対する指導や、気になる様子が見られる児童・生徒に対する支援について掲載しています。

- ◆令和2年5月22日付2教指企第280号「児童・生徒の自殺予防について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

学校の教育活動再開後における生活指導推進上の留意事項を示した文部科学省の通知（令和2年5月27日付2初児生第7号）です。

- ◆令和2年5月29日付2教指企第318号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

## イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（教育庁指導部指導企画課）等を参考に、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- 児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS相談等）に相談するよう、適宜周知する。



## 参 考

新型コロナウイルス感染症について、正しく理解し、適切な行動がとれるようになるためのポイント及び講話例を紹介しています。

◆令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料です。

◆令和2年6月3日付2教セ開第47号「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料の配布について（通知）」（東京都教職員研修センター）

## （9）熱中症の防止

学校再開後の体がまだ暑さに慣れていない段階で、暑くなり始める時期を迎えることが予想されるため、令和2年5月29日付2教指企第312号「熱中症事故の防止について（通知）」を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- 児童・生徒等の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。
- 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが適切である。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- 登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をすること。

## (10) 年間指導計画等の見直し

### ア 基本的な考え方

- 学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な探究の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- 週休日や祝日、長期休業期間を活用する場合は、生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日や祝日に授業を行う場合には、勤務した教員について適切に勤務の振替を行う。
- 臨時休業中のオンライン等による家庭学習と教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。
- 学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終わることができなかった場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
  - ・ 次年度等に実施する教科・科目の中で指導する。
  - ・ 追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

#### 参 考

都教育委員会は、高等学校の学校再開後の年間指導計画を検討するに当たって参考となる各科目の指導モデル例を示しています。学習すべき内容を、「学校で学習すること」と「家庭で学習すること」に分け、効率的な学習指導が行われることが必要です。

◆令和2年5月20日付「学校再開後の各科目の指導計画の検討について」

（東京都教育庁指導部高等学校教育指導課）

特別支援学校においては、学校再開後の指導内容の具体的検討例を示しています。学習すべき内容を「指導の際、配慮の必要なこと」と「家庭等との連携で実施すること」の視点から捉え、個別指導計画を検討することが必要です。

◆学校再開後における指導について〈特別支援学校（各教科等）〉

（東京都教育庁指導部特別支援教育指導課）

### イ 東京都立学校の管理運営に関する規則に基づく学期及び長期休業日の取扱いについて

#### (ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

学期及び長期休業日は、次のとおり変更する。

- 学期
  - ・ 1学期 4月1日から8月23日まで
  - ・ 2学期 8月24日から12月31日まで
- 長期休業日
  - ・ 夏季休業日 8月8日から8月23日まで
  - ・ 冬季休業日 12月26日から1月3日まで

ただし、上記以外の設定をする場合は、都教育委員会の許可を受けること。

(イ) 特別支援学校

学期及び長期休業日は、次のとおり変更する。

- 学期
  - ・ 1 学期 4月1日から8月23日まで
  - ・ 2 学期 8月24日から12月31日まで
- 長期休業日
  - ・ 夏季休業日 8月1日から8月23日まで
  - ・ 冬季休業日 12月26日から1月5日まで

(ウ) その他

学校閉庁日については、令和2年4月3日付2教総策第64号「令和2年度都立学校における学校閉庁日の設定について（通知）」に基づく。

## ウ 学習評価

(ア) 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等やオンラインで実施した Web テストの結果、学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(イ) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(ア)(イ)を踏まえ、学校として今年度の各教科・科目、総合的な探究の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

(ウ) 1 学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、2 学期以降の学習の成果として評価する。

## エ 学校行事

### (ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

12月までに実施予定の、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う活動（文化祭、体育祭等）、宿泊を伴う行事や校外での活動は、延期又は中止する。

### (イ) 特別支援学校

上記(ア)に準ずるが、移動教室及び修学旅行については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、実施の可否を判断する。

## オ 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、以下の点に注意すること。
  - ・会場は十分に換気する。
  - ・会場には一度に多くの人数を入れない。
  - ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
  - ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
  - ・会場では会話や発声を控える。
- 結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- 検査に必要な器具を適切に消毒すること。

## 4 その他の留意点

### (1) 登校の判断

#### ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### イ 海外から帰国した児童・生徒等について

- 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

#### ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## (2) 特別支援学校における留意点

### ア スクールバス・医療的ケア児専用通学車両について

- 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- 毎朝、児童・生徒等の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう保護者に依頼すること。
- 児童・生徒等は、バス乗車時に手指消毒を行うこと。
- スクールバス・医療的ケア児専用通学車両運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。
- バス事業者には別途、都教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染症対策の徹底に係る取組について通知している。

### イ 寄宿舎における対応について

- 寄宿舎においても、「3つの密」の回避を徹底するとともに、正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施するなど、本ガイドラインの内容を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。
- 入舎する児童・生徒等について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、都立学校教育部特別支援教育課と寄宿舎における対応を協議すること。

## (3) 子供の居場所確保

中高一貫型の聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外の特別支援学校については、分散登校により登校日ではない児童・生徒等について、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な場合、また、当該児童・生徒等の精神的な安定という観点から必要な場合は、事前の申込みにより感染症対策を行った上で、学校で過ごすことができるようにする。この場合、公共交通機関を利用する児童・生徒等は、混雑時を避けるよう配慮する。

また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の安全で健やかな放課後等の居場所づくりを行うために、保護者等の実施団体が学校と連携・協力して、放課後や週末等に学習やスポーツ・文化活動等を行う「都立特別支援学校放課後子供教室」においても、「3つの密」の回避を徹底するなど、本ガイドラインを踏まえた感染症防止に努める。

## II 臨時休業編

学校の再開後、再度感染者が増加する事態が想定される。今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波に備えていくことが必要である。

### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

#### (1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、学校経営支援センターへの報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。



## (2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第 19 条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、学校経営支援センターへの報告を行う。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局(保健所を含む。)と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

### 参 考

#### 感染者が発生した場合の消毒について

児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

◆令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法等について」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)

## 2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。

### さいごに

学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、段階的な分散登校を実施したり、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせたりして、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。